

○追手門学院大学ボランティア活動の取扱いに関する規程

令和4年10月13日

制定

(目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下「本学」という。）に在籍する学部生又は院生（以下「学生」という。）が、地域連携・社会貢献等の一環として行うボランティア活動を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 ボランティア活動を行う学生の名称は、ボランティアスタッフという。

(業務)

第3条 ボランティアスタッフは、自主的かつ主体的に次の各号に掲げる活動等にあたるものとする。

- (1) 本学が茨木市社会福祉協議会ボランティアセンター又はその他外部団体（以下「依頼者」という。）より紹介を受けたボランティア活動
- (2) ボランティア受け入れ先が主催する研修、講習会、防災訓練等
- (3) その他ボランティア活動上必要であると本学が認める活動

(登録)

第4条 ボランティアスタッフは登録制とし、原則公募をもって行う。

- 2 ボランティアスタッフとして登録を希望する学生は、所定の期日までに登録を申請するものとする。
- 3 ボランティアスタッフの情報は業務改革推進課が管理する。
- 4 登録の有効期限は、修業年限内とし、年度毎の登録更新は不要とする。
- 5 ボランティアスタッフが学則及び学部規程に反する行為やその他学生の本分に反する行為を行った場合は、ただちにボランティアスタッフの登録から外すこととする。

(紹介手続き)

第5条 業務改革推進課は、依頼者より依頼のあった紹介内容を精査し、登録されたボランティアスタッフへ公募するものとする。ただし、地域連携・社会貢献等の意義に反する、又は公序良俗に反する恐れがあると判断されるものについては、依頼を受諾しない。

- 2 業務改革推進課は、参加を希望するボランティアスタッフの情報を取りまとめ、依頼者へ提供する。
- 3 依頼者により受け入れの可否にかかる審査があった場合は、原則、業務改革推進課がそ

の結果をとりまとめ、参加を希望したボランティアスタッフに通知する。なお、受け入れの可否は依頼者が決定するものとし、業務改革推進課は受け入れの可否について一切の保証をしない。

- 4 ボランティアスタッフは、紹介された内容及び条件等について十分に理解し、不明点について解消したうえで、自己の責任において参加するものとする。業務改革推進課は、その内容及び条件等について一切の責任を負わないものとするが、事実との著しい相違が確認された場合は、ボランティアスタッフ保護の観点から、活動期間中であってもボランティアスタッフに活動を中止させることがある。

(保険)

第6条 ボランティアスタッフは、依頼者が提供するボランティア保険に加入しなければならない。

(守秘義務)

第7条 ボランティアスタッフは、活動上知り得た他者の個人情報及び機密事項等に関して、依頼者との間で取り決める個人情報等の取扱いを遵守して取り扱うものとする。当該学生がその活動を離れた場合も同様とする。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、業務改革推進課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

(教育上の配慮)

第10条 業務改革推進課は、依頼者からの依頼について、ボランティアスタッフの受講する授業、研究活動等に支障が生じないか、また心身への影響がないかについて、依頼者へ十分配慮するよう求める。

- 2 前項に関して支障等が見受けられる場合、ボランティアスタッフ保護の観点から、活動期間中であってもボランティアスタッフに活動を中止させることがある。
- 3 この規程によるものであっても、ボランティア活動に伴う授業の欠席は原則として配慮しないものとする。

附 則

この規程は、2022年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。